(2)　機能強化型訪問看護管理療養費２の基準
次のいずれにも該当するものであること。
イ・ロ　（略）
ハ　ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。
ニ　介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。

(3)　機能強化型訪問看護管理療養費３の基準
次のいずれにも該当するものであること。
イ　常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が四以上であること。
ロ　二十四時間対応体制加算を届け出ていること。
ハ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者若しくは精神科の重症患者に対する指定訪問看護又は他の訪問看護ステーションと共同して行う指定訪問看護について相当な実績を有すること。
ニ　退院時の共同指導及び主治医の指示に係る保険医療機関との連携について相当な実績を有すること。
ホ　地域の保険医療機関の看護職員による勤務について実績があること。
ヘ　地域の保険医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対する研修や相談への対応について相当な実績を有すること。

(2)　機能強化型訪問看護管理療養費２の基準
次のいずれにも該当するものであること。
イ・ロ　（略）
ハ　ターミナルケア並びに重症児及び特掲診療料の施設基準等別表七に該当する利用者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。
ニ　介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行うことができる体制が整備されていること。

（新設）

(4)　訪問看護管理療養費の注２に規定する二十四時間対応体制加算の基準
（略）
（削る）

(5)　訪問看護管理療養費の注３に規定する特別管理加算の基準
（略）

(6)　訪問看護管理療養費の注10に規定する精神科重症患者支援管理連携加算の基準
精神疾患を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されており、特掲診療料の施設基準等に掲げる精神科在宅患者支援管理料を届け出た保険医療機関と連携しながら訪問看護を行う体制その他必要な体制が整備されていること。

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等
一　（略）
二　訪問看護基本療養費の注５及び精神科訪問看護基本療養費の注３に規定する厚生労働大臣が定める者
（略）
三　訪問看護基本療養費の注10及び精神科訪問看護基本療養費の注の７に規定する長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者
(1)　厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者
長時間の訪問看護を要する利用者であって、次のいずれかに該当するもの
イ　十五歳未満の超重症児又は準超重症児

(3)　二十四時間対応体制加算の基準
（略）

(4)　二十四時間連絡体制加算の基準
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。

(5)　特別管理加算の基準
（略）

(6)　重症者早期集中支援管理連携加算の基準
精神疾患を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき必要な体制が整備されており、特掲診療料の施設基準等に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料を届け出た保険医療機関と連携しながら訪問看護を行う体制その他必要な体制が整備されていること。

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等
一　（略）
二　訪問看護基本療養費の注５及び精神科訪問看護基本療養費の注４に規定する厚生労働大臣が定める者
（略）
三　長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者
長時間の訪問看護を要する利用者であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　十五歳未満の超重症児又は準超重症児
(2)　特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
(3)　特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者